



第4号様式

流市税第216号  
令和4年2月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
財政部市民税課	意見	軽自動車税システム機器賃貸借について、伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、事業別予算の考え方に基づく適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	再発防止策として、当課で契約等を行う際にチェックリストを作成して契約事務等を行っているところですが、注意事項として今回の指摘事項及び科目コードについて追記し再発防止に努めるよう対応しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。